

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 伊藤義郎

「定款」等の一部改正等について

本所は、別紙のとおり「定款」等の一部改正等を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本所が、業務規程等の変更を行うにあたっては、定款上理事会決議が必須となっており、今般、法令等の改正において条文番号の変更が行われた場合や投資者保護のために速やかな規則改正が求められる場合等に限り、理事会の決議を要せずに機動的に関係規則の制定、改廃を行うことができるよう規則の改正を行います。また、会員加入申請及び会員脱退申請の事務処理に係る応分の負担を当該申請者から求めるため会員加入に係る入会金の額の見直し、さらに、会員脱退に係る手数料の納入について新設するなど、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I 改正概要

1. 規則の改正等の理事会決議に係る定款の一部見直し

法改正などにおいて条文番号の変更が行われた場合などにも速やかな対応が図れるよう、技術的かつ軽微な場合に限り、理事会の決議を要せずに規則の変更等が行えるようにします。

2. 入会金の額の見直し

会員加入時における入会金の額を30万円に変更します。

3. 会員脱退に係る手数料の新設

会員脱退の承認を受けた者は、その手数料として30万円を本所に納入するものとします。ただし、持株会社制度導入により会員脱退申請をするのと同時に新たに会員加入申請を行う場合は納付を要しないこととします。

4. その他

(1) 公告の費用

会員加入及び会員脱退時に本所が公告を行うことが定款で定められております。既に負担していただいている公告に係る費用について規則化することとします。

(2) 会費に関する整備について

定額会費の基礎となる資本金の額の基準となる日を決めるなど定額会費に関する事項について明文化することとします。

(3) 信託金の取扱いについて

持株会社制度導入により、会員脱退すると同時に新たに会員加入するときであって、その前後で金融商品取引業者としての実態に差異がないと本所が認める場合における信託金の取扱いについては、会員脱退申請者が現に預託を行っている信託金について、会員加入申請者が預託すべき信託金に充当できることを明文化することとします。

なお、「本所の定める日」は、平成23年1月4日といたします。

以 上

「定款」等の一部改正等について

目 次

(ページ)

1. 定款の一部改正新旧対照表	1
2. 定款施行規則の一部改正新旧対照表	3
3. 定額会費の額の一部改正新旧対照表	4
4. 入会金の額の一部改正新旧対照表	5
5. 会員脱退に係る手続料の額に関する理事会決定の制定	6

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(信認金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 会員は、第45条の規定による公告を行った日(特別会員については脱退承認の日)から6か月を経過した後でなければ、<u>信認金の返還を請求することができない。</u></p>	<p>(信認金)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 会員は、第45条の規定による公告を行った日(特別会員については脱退承認の日)から6か月を経過した後でなければ、<u>信認金を取り戻すことができない。</u></p>
<p>(受託契約準則)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 受託契約準則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。<u>ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。</u></p>	<p>(受託契約準則)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 受託契約準則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。</p>
<p>(信用取引等に関する規則)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。<u>ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。</u></p>	<p>(信用取引等に関する規則)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の規則の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。</p>
<p>(会員加入の承認)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>第2項の場合において、会員加入申請者が会員から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該会員の脱退と同時に会員加入をする場合で、本所が定めるところにより脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該脱退会員が現に預託している信認金をもって会員加入申請者が預託をすべき信認金に充当することができる。</u></p>	<p>(会員加入の承認)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>9 (略)</p>	<p>8 (略)</p>

(会員脱退の承認)

第44条 会員脱退の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、将来の一定の日を指定して行うものとする。

2 本所が会員脱退を承認したときは、本所は、期日を指定し、脱退申請会員をして、手続料の払込みその他本所が定める会員脱退手続を履行させるものとする。

3 手続料の額は、本所が理事会の決議により定める。

4 第2項の規定にかかわらず、会員加入申請者が会員から分割により事業を承継し、又は事業を譲り受け、当該会員の脱退と同時に会員加入をする場合の、当該会員の会員脱退に係る手続料の納入は、これを要しない。

(業務規程)

第88条 (略)

2 業務規程の制定又は変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行う。ただし、変更の内容が軽微である場合には、理事会の決議を要しないこととする。

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 改正規定施行の日前に第41条第1項に規定する会員脱退申請を行った会員については、第44条第2項に規定する手続料の払込みを要しないこととする。

(会員脱退の承認)

第44条 会員脱退の承認は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、将来の一定の日を指定して行なうものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(業務規程)

第88条 (略)

2 業務規程の制定または変更は、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により行なう。

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>定款に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</u></p> <p><u>(実態に差異がないと認める場合)</u></p> <p>第6条の2 <u>定款第39条第8項に規定する脱退会員と会員加入申請者の実態に差異がないと認めるときとは、会員加入申請者が脱退会員から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、本所における注文執行体制、清算決済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令遵守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと本所が認めるときをいう。</u></p> <p><u>(会員加入等に係る公告費用)</u></p> <p>第6条の3 <u>定款第40条第2項及び第45条第1項に規定する公告に係る費用は、当該会員が負担するものとする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>定款第15条第1項、同第16条、同第20条第2項、同第21条、同第22条、同第35条第1項、同第38条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

定額会費の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>1</u> 定款第15条第2項の規定に基づく定額会費の額（月額）は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)</u> 正会員</p> <p style="padding-left: 2em;">資本金の額が10億円未満の場合 13万円</p> <p style="padding-left: 2em;">" 10億円以上100億円未満の場合 15万6千円</p> <p style="padding-left: 2em;">" 100億円以上の場合 19万5千円</p> <p><u>(2)</u> 特別会員 4万円</p>	<p>定款第15条第2項の規定に基づく定額会費の額（月額）は、次のとおりとする。</p> <p><u>1.</u> 正会員</p> <p style="padding-left: 2em;">資本の額が10億円未満の場合 13万円</p> <p style="padding-left: 2em;">" 10億円以上100億円未満の場合 15万6千円</p> <p style="padding-left: 2em;">" 100億円以上の場合 19万5千円</p> <p><u>2.</u> 特別会員 4万円</p>
<p><u>2</u> <u>前項の資本金の額は、毎月1日現在の現況によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	

入会金の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>定款第39条第7項の規定に基づく入会金の額は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>入会金は、30万円に消費税額及び地方消費税額を加算して本所に納入するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p> <p>2 改正規定施行の日前に定款第38条第1項に規定する会員加入申請を行った者については、改正前の規定を適用する。</p>	<p>入会金は<u>10万円とする。</u></p>

会員脱退に係る手数料の額に関する理事会決定

定款第44条第3項の規定に基づく手数料の額は、次のとおりとする。

手数料は、30万円に消費税額及び地方消費税額を加算して本所に納入するものとする。

付 則

本所が定める日から施行する。